

受賞団体の功績の概要

1 法務大臣表彰状

- 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（東京都文京区）

同団体は、平成19年度から、法務省人権擁護局との連携協力による「Jリーグ百年構想・子どもの人権プログラム」をスタートさせ、同リーグ所属クラブチーム、法務局・地方法務局、人権擁護委員組織体等が連携した人権啓発活動を開始した。

以後、現在に至るまで、全国各地のサッカー公式戦会場等において、サッカー観戦者に対して、人権尊重思想の普及高揚、人権相談窓口の開設等の法務省の人権擁護機関の取組を周知する「スタジアム啓発」や全国各地の学校等を会場として、同リーグ所属クラブチームのサッカー選手等を講師とした「スポーツ人権教室」等、地域に密着し、かつ青少年に多大な影響を与える同リーグ組織の特性をいかした啓発活動を法務省の人権擁護機関と連携して実施している。

これらの活動は、人権尊重思想の普及高揚と法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動への支援及び協力において、顕著な功績があるものとして評価された。

2 法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）

- 市民グループええじゃん（Asian）（広島県廿日市市）

同団体は、平成16年から、日本人と外国人が互いの立場を理解し合える社会づくりを目的として、地域に在住する外国人の支援を行っている。

また、平成20年からは、外国人無料相談を開設し、在住外国人をめぐるトラブル等について相談に応じているほか、平成23年からは、FM放送や無料電話相談を利用して、外国人が日本で生活する上で必要とされる生活情報を多言語により発信している。

さらに、日本語教室や外国人の避難所体験会、市民フォーラムを開催するなどして、日本で暮らす外国人の生活の援助を行っている。

これらの活動は、共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた人権擁護活動において、顕著な功績があるものとして評価された。

○ 特定非営利活動法人女のスペース・おん（北海道札幌市）

同団体は、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者を始めとした女性の抱えるあらゆる問題を解決するため、平成5年から、女性の人権を守るための様々な活動を実施している。

特に、DV被害者の自立支援活動において、平成23年から、外国籍の被害者に対する支援も行っており、会話はできても読み書きが困難な被害者のために、裁判資料等の翻訳、文書作成補助、関係機関への同行、日本語の語学教室の開催等、被害者に寄り添った活動を行っている。

これらの活動は、共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた人権擁護活動において、顕著な功績があるものとして評価された。

○ 高松朗読会（香川県高松市）

同団体は、昭和59年から、視覚障害者に対して、県内外のニュースの解説や行事案内、エッセー等を朗読し録音した月刊朗読マガジンを発行し、障害者と社会を結び付ける活動を行っている。

また、平成14年から、国立ハンセン病療養所「大島青松園」の元患者らが創作した随筆、詩、俳句等を掲載した月刊誌「青松」の朗読テープを作成し、同療養所に届けている。

さらに、高齢者施設、デイサービスセンター、小学校等を訪問し、朗読劇や手作りの紙芝居を披露する活動を行っている。

これらの活動は、共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた人権擁護活動において、顕著な功績があるものとして評価された。

3 全国人権擁護委員連合会会長表彰状

○ 株式会社有明新報社（福岡県大牟田市）

同社は、20年以上の永きにわたり、人権擁護委員への委嘱状交付式、法務大臣感謝状贈呈式、人権擁護委員協議会総会の開催等に関する記事を写真とともに掲載している。

また、特設人権相談については、「きょうのメモ」として毎回掲載しており、全国一斉の特設相談所についても記事として取り上げるなど、人権相談窓口及

び人権擁護委員制度の周知に貢献している。

さらに、同社は、福岡法務局及び柳川人権擁護委員協議会からの取材要請に快く応じるとともに、人権の花運動等の啓発活動については優先して記事にするなど、同協議会が実施している人権啓発活動を積極的に支援している。

これらの活動は、法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動への支援及び協力において、顕著な功績があるものとして評価された。

4 法務大臣感謝状

○ 株式会社山形新聞社（山形県山形市）

同社は、昭和37年度から昭和55年度までの間、山形地方法務局及び山形県人権擁護委員連合会が実施した、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」の後援者として審査員を派遣し、同コンテストの講評を行い、昭和56年度からは、「全国中学生人権作文コンテスト」山形県大会において、後援者として審査員を派遣し、同大会の講評を行っているほか、平成12年度からは、表彰状の贈呈を行っている。

また、同コンテストの表彰式の様子や最優秀作品を大きく紙面に掲載することにより、人権啓発活動に協力している。

さらに、法務省の人権擁護機関が実施する各種人権相談強化週間や様々な啓発活動等に関する記事を積極的に掲載し、地域住民への周知に貢献している。

これらの活動は、人権尊重思想の普及高揚と法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動への支援及び協力において、顕著な功績があるものとして評価された。

5 全国人権擁護委員連合会会長感謝状

○ 九州旅客鉄道株式会社豊後竹田駅（大分県竹田市）

同社は、竹田人権擁護委員協議会の人権擁護活動に深い理解を示し、平成18年から、同協議会の主催により開催している人権啓発事業「人権七夕まつり」において、竹田市の旧竹田市地域内の小学校3校及び特別支援学校1校の児童が書いた人権標語の短冊を笹に飾り付けた七夕飾りの設置場所として、駅頭及び駅構内ホームを無償提供している。

また、同事業の開催期間中、七夕飾りの維持・管理を行うなど、同協議会が実施している人権啓発活動を積極的に支援している。

これらの活動は、法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動への支援及び協力において、顕著な功績があると評価された。